

大阪狭山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年(2015年)10月28日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
山本尚生

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 総務部庶務グループ

- ・庶務管理事業
- ・文書管理事業
- ・法規等管理事業
- ・情報公開・個人情報保護事業
- ・事務用機器等管理事業
- ・契約検査管理事業

(2) 都市整備部下水道グループ

(下水道事業特別会計)

- ・公共下水道管理事業(汚水)
- ・公共下水道管理事業(雨水)
- ・下水ポンプ場管理事業
- ・水洗便所改造資金貸付事業
- ・流域下水道管理事業
- ・公共下水道建設事業(汚水)
- ・公共下水道建設事業(雨水)
- ・流域下水道建設事業
- ・元金
- ・利子

2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年8月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成27年9月7日から平成27年9月28日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

各グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自

治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

【総務部庶務グループ】

契約に係る事務処理において、庁内各グループから提出された業者選定・契約締結依頼書及びその添付書類の施行起案書（写し）について、依頼日、決裁日の記入漏れや鉛筆書きされたものが見受けられた。

今後は適正な事務処理を行うとともに、文書事務及び契約事務を統括するグループとして、職員の指導を徹底されたい。

また、切手類の管理については、一層の注意を払うとともに、引き続き確実な点検・管理を行われたい。

【都市整備部下水道グループ】

契約に係る事務処理において、起案書の決裁日、文書番号や発出の日付等が記入漏れや鉛筆書きのもの、文書主任や公印取扱者の押印漏れのものが見受けられたので、今後は適正な事務処理を行うように改められたい。